



令和2年3月13日

各位

会社名株式会社 s M e d i o

代表者名 代表取締役社長 岩本 定則

(コード番号：3913 東証マザーズ)

問合せ先 取締役経営企画室長 北 埜 弘 剛

(TEL. 03-6262-8660)

「第13期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

令和2年3月12日付でご送付いたしました、当社「第13期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの掲載をもちまして、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。なお、訂正箇所は下線部のとおりであります。

記

1. 訂正箇所

(訂正1)

第13期定時株主総会招集ご通知 7ページ

事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (2) 設備投資の状況

(訂正2)

第13期定時株主総会招集ご通知 16ページ

事業報告 5. 会計監査人に関する事項 (4) 責任限定契約の内容の概要

2. 修正の内容

訂正箇所は、次ページ以降に下線を付してある箇所になります。

(訂正 1)

第 13 期定時株主総会招集ご通知 7 ページ

事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (2) 設備投資の状況

【修正前】

当連結会計年度の設備投資額は、主に有形固定資産及びソフトウェアの取得が、それぞれ 9 百万円及び 11 百万円であります。

【修正後】

当連結会計年度の設備投資額は、主に有形固定資産及びソフトウェアの取得が、それぞれ 11 百万円及び 11 百万円であります。

(訂正 2)

第 13 期定時株主総会招集ご通知 16 ページ

事業報告 5. 会計監査人に関する事項 (4) 責任限定契約の内容の概要

【修正前】

該当事項はありません。

【修正後】

当社と会計監査人である海南監査法人は、会社法第 427 条第 1 項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第 423 条第 1 項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度額とする。

以上